

春日井市図書館資料選定会議要綱

(設置)

第1条 春日井市図書館、春日井市高蔵寺まなびと交流センター図書館及び各図書室に収集する図書館資料について、選定の適正化を図るため、春日井市図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 図書館資料の選定に関すること
- (2) その他図書館資料選定について必要な事項

(組織)

第3条 選定会議は、図書館職員のうちから会長及び7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、図書館長が指名する

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長は、図書館長をもって充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 選定会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 選定会議の庶務は、図書館資料担当において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。